

## IV 具体的なプラン内容

### 1 小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組

#### ① 児童会館

地域の高校生までのすべての子どもたちが、遊びを通して交流を深めることができる児童会館において、引き続き、「児童クラブ」に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく一体的に育成していきます。

##### ○児童会館数

104 館（うち、児童クラブ開設数 99 館）

##### ○児童会館の小学校区設置割合（小学校 207 校区）

49.8%（103 小学校区）

#### ● 北郷児童会館の改築 ●

北郷児童会館（白石区）は、近接する北郷小学校の建替えに併せて、小学校との複合施設として再整備し、学校施設の一部を活用するなど事業内容の充実を図り、平成 21 年春に開館することとしています。

#### ② ミニ児童会館の整備促進

児童会館が利用しづらい地域の小学校で、児童会館と同様、「児童クラブ」に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく一体的に育成していくため、余裕教室などにミニ児童会館の整備を引き続き進めていきます。

将来的にはすべての小学校区に放課後などの居場所づくりを推進しますが、計画期間中のミニ児童会館の整備にあたっては、児童会館までの距離や小学校の児童数などを勘案し、余裕教室の発生状況を見極めながら、整備が急がれる小学校から優先的に進めていきます。

また、児童会館が地理的に利用しづらく、近くに民間の児童育成会もない、さらに、小学校の児童数が多い地域で、ミニ児童会館整備の優先度が高い地域であるが、余裕教室などがない小学校には、増築や別棟建設などの整備手法も採り入れていきます。

#### ● 当面のミニ児童会館整備の基本的な考え方（優先順位） ●

##### 小学校区において

- ① 児童会館がない・小学校の児童数が一定程度見込まれる・民間の児童育成会がない
- ② 児童会館がない・小学校の児童数が一定程度見込まれる・民間の児童育成会がある
- ③ 児童会館がない・小学校の児童数が少ない・民間の児童育成会がない
- ④ 児童会館がない・小学校の児童数が少ない・民間の児童育成会がある

地域とする。

\*児童数が一定程度見込まれる小学校とは、概ね 12 学級以上の学校規模の小学校を想定。

○ミニ児童会館整備数（計画期間内累計）

平成 20 年度：6 館 ⇒ 平成 22 年度：19 館（すべてで児童クラブを開設）

○ミニ児童会館数

平成 20 年度（当初）：51 館 ⇒ 平成 22 年度（整備後）：70 館（すべてで児童クラブを開設）

○ミニ児童会館整備優先順位①の小学校区数

平成 20 年度（当初）：11 小学校区 ⇒ 平成 22 年度（整備後）：0 小学校区

○ミニ児童会館の小学校区設置割合（小学校 104 校区：児童会館を設置している小学校区を除く）

平成 20 年度（当初）：46. 2%（48 小学校区） ⇒ 平成 22 年度（整備後）：64. 4%（67 小学校区）

\* 児童会館とミニ児童会館を重複して設置している地域が 3 小学校区あり。

### ③ モデル事業の実施

児童数が少なく、ミニ児童会館整備の優先順位が低い藤の沢小学校をモデルに、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

今後、このモデル事業の実施状況を検証したうえで、同じようにミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校で実施していくかどうか検討していきます。

#### ● モデル事業の概要 ●

○実施目的

放課後などに小学校施設を活用して、子どもが安全で安心に活動できる場の確保を図るとともに、子どもの健全育成を推進するため（児童クラブなどの留守家庭への対応はなし）。

○実施場所

藤の沢小学校（札幌市南区石山 528）

○利用対象

藤の沢小学校のすべての子ども

○開設日数及び時間

日数：月曜日から土曜日までのうち、年間 240 日以上の実施を基本

時間：授業があるときは、授業終了時から 17 時までを基本

○運営

藤の沢小 PTA を中心とした地域住民団体

○スタッフ体制

小学校長 0B でありミニ児童会館の指導員も経験した地域の方のほか、子育て等に意欲のある地域の方を交代で配置する。

#### ④ 留守家庭の子どもの居場所確保

より身近な地域での居場所を確保し、子どもたちが放課後などを安全で安心して過ごすことができるよう、ミニ児童会館の整備を通して児童クラブの設置を進めます。

また、留守家庭の子どもの居場所のひとつとして、民間の児童育成会に対する助成制度を継続します。

##### ○児童会館の児童クラブの数

99 か所

##### ○ミニ児童会館の児童クラブの数

平成 20 年度（当初）：51 か所 ⇒ 平成 22 年度（整備後）：70 か所

##### ○児童クラブの小学校区開設割合（小学校区 207 校区）

平成 20 年度（当初）：71.5%（148 小学校区） ⇒ 平成 22 年度（整備後）：80.7%（167 小学校区）

\* 児童クラブを重複して設置している地域が 2 小学校区あり。

##### ○民間の児童育成会への助成か所数

53 か所

#### ⑤ 地域活動推進事業の活用

児童会館やミニ児童会館の整備あるいはモデル事業の実施が当面困難な小学校に対して、地域活動推進事業である「学校・地域連携事業」や「学校図書館地域開放事業」の活用を図ることで、地域教育力の向上を図るとともに、子どもたちの放課後などの居場所づくりのひとつとしての事業展開に配慮します。

##### ○学校・地域連携事業の実施数（児童会館や民間の児童育成会などがない小学校での実施数）

平成 20 年度（当初）：0 か所 ⇒ 平成 22 年度（末）：4 か所（+4 か所）

##### ○学校図書館地域開放事業の実施数（児童会館や民間の児童育成会などがない小学校での実施数）

4 か所

#### ⑥ その他の活動の推進

さっぽろ子ども未来プランや第 2 次札幌新まちづくり計画で位置づけている、次代を担う子どもたちが健やかに育むための体験機会を提供する様々な事業などについて、子どもたちの放課後などの活動が充実する取組のひとつとして、各種計画に基づき積極的に推進していきます。

## 2 児童会館などの事業内容をより良くするための取組

### ① 学校・地域との連携強化

学校及び地域と一体となり、子どもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、また、円滑に情報交換や、子どもと大人の交流が持てるよう、施設ごとに、地域の関係者や学校関係者などで構成した組織を設置したり、同様のメンバーで既に設置している組織などに加わることを通じて、子どもたちが地域で健やかに育つための居場所づくりを推進します。

また、子どもたちが自主的に意見を発表する機会を増やすための子ども運営委員会を設置し、子ども自身の地域への愛着や市民自治に関する関心を育む取組を実施します。

#### ○学校や地域との連携組織がある児童会館数

平成 20 年度：40 館 ⇒ 平成 22 年度：60 館

#### ○子ども運営委員会を設置している児童会館及びミニ児童会館数

平成 20 年度（当初）：60 館（児童会館 50 館、ミニ児童会館 10 館） ⇒ 平成 22 年度：全館で設置

#### ● 児童会館・学校・地域との連携事例 ●

##### ○地域の環境美化活動の実施

学校及び地域、児童会館などが構成するプロジェクトが企画して、地域住民による地域のごみ拾い活動を実施。

##### ○アイスク্যানドルの協働製作

学校及び地域、ミニ児童会館などが連携し、地域に飾るアイスク্যানドルを製作。

### ② 学習支援の充実

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境づくりを進めるほか、児童会館等で実施する活動の一つとして、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習の意欲を高めるような取組を実施します。

#### ○学習図書整備

学習したいと思う子どもが利用できる図書を購入し、児童会館などに置くことで、いつでも自発的に学習に取り組むことができるようにします。

平成 20 年度から：各児童会館・ミニ児童会館に図書を配付し、順次活用

#### ○「(仮称) 学習レシピ」の作成

学習の意欲を高めるような遊びの要素を取り入れた学びを提供できるよう、小学校教諭によるプロジェクトにおいて、各教科に着目した遊びの要素を取り入れた指導者向けマニュアル「(仮称) 学習レシピ」を作成し、児童会館などに配付します。

平成 20 年度から：「(仮称) 学習レシピ」を作成・配付し、順次活用